

明治・大正期における酒米の合同販売と集落

——大阪府北部の事例から——

白石 太良

はじめに

本稿では、明治期から昭和初期にかけての大阪府北部地域でみられた、酒米の合同販売制度——酒米を集落で一括して酒造業者に納入する制度——と、合同販売の単位となった集落の、¹⁾地域集団としてのまとまりについて考察する。もとより酒米の生産は広く各地で行なわれ、その流通構造には地方差がみられるであろう。従って、本稿の事例から一般化をするつもりはない。しかしながら、特色ある販売制度を持つ集落について、明治期あるいはその後においてどのような対応の様態を示したかに注目することは、地域集団の内容や機能などを考えていく上でも、必要なことといえよう。

I 地域の概況と酒米生産地

1) 粟生^{あお}地区の状況

本稿で事例として取り上げるのは、大阪府北部の箕面市^{みのう}粟生地区である。当地区は箕面市の東端に位置し、幕藩体制のもとでは高槻藩の粟生村、町村制施行後は豊川村大字粟生、その後の合併により箕面市大字粟生と呼ばれている。7集落からなる一村多集落型村落で、それぞれの集落ごとに、酒米の合同販売がみられた。

箕面市は、旧箕面町を中心に、旧豊川村の一部、旧萱野村、旧止々呂美村の合併により、昭和31年に成立した住宅衛星都市であるが、都市化の比較的前だった西部の旧箕面町域に対して、粟生地区を含む東部の旧豊川村域²⁾は、最近まで農村としての景観をとどめていた。付近は、秩父古生層からなる箕面山地南斜面の複合扇状地面と、箕面山地と千里丘陵との間の沖積平坦面に分けられる。水田は平坦面の大部分を占め、

旧萱野村から旧豊川村にかけては扇状地面にも展開して、海拔約100メートルの扇頂部にまで及んでいた。ここが主要酒米生産地となったのである。

旧豊川村は大字粟生・清水・小野原・³⁾道祖本宿久庄よりなり、そのうち大字粟生（本稿では粟生地区と呼んでいる）が箕面市に、他は茨木市に属している。粟生地区を構成する7集落は『奥』『中村』『山ノ口』『川合』『外院』『新家』『岩阪』（『³⁾』は粟生地区7集落の名称に使用する。以下同じ）で、各集落は奥株、中村株、山ノ口株など「株」の呼称をつけて呼ばれ、現在もそれぞれ独立した自治会を持つなど、地域集団としての機能を果たしている（図1）。

粟生地区7集落のほか、大字宿久庄を構成する4集落と大字清水1集落の合わせて12集落は、立会山と呼ぶ共有林を有し、これが相互の結束をもたせたようである。⁴⁾大正期以降、この共有林は各大字単位の共有林へ、さらに各個人別の地上権設定へと進むが、粟生地区では各集落ごとの山林利用を残す努力が行なわれ、⁵⁾地域集団のまとまりが強調された。このような各集落のまとまりを示すもう一つの要因として、酒米の合同販売をあげることができよう。

2) 酒米の生産地

明治初期における大阪府下の農業地域について、作物の種類を基準に区分した場合、大阪府北部地域一帯は従来の特色的作物であった菜種栽培が減少し、むしろ米作地域と呼べるようになっていた。⁶⁾その後の主穀生産重視への動きのなかで、米作が一層の発展を遂げたことはいくまでもない。とくに、現在の高槻市から茨木市、箕面市にかけての地域は、屈指の酒米生産地を形成したのである。当地方の酒米生産は、すで

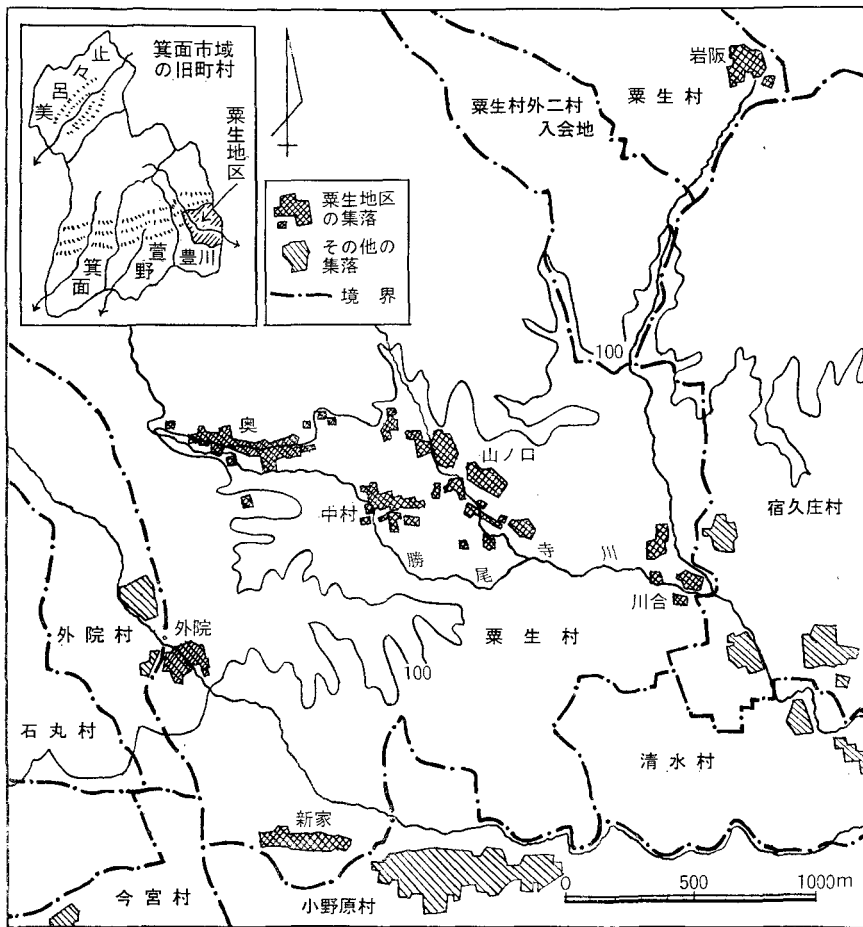


図1 粟生地区略図 (明治20年仮製2万分の1地形図による)

に近世以来商品作物として重視され、町場や町場に近い農村で酒造業が営まれることも少な⁷⁾なかったが、同時に池田方面や伊丹方面の酒造業者へ売り捌くことも広く行なわれていた⁸⁾。それが明治以降にも継承され、大阪府における酒米の主産地をなすに至ったといえる。時代はやや下るが、昭和10年における大阪府下の酒米作付面積7,035町歩のうち、6,293町歩(89.5%)が大阪府北部の豊能郡と三島郡にあり、旧萱野村では水田作付面積の83%，旧豊川村では同じく76%が酒米の作付であったといわれている⁹⁾。

ところで、明治13年の『粟生村村誌』に次の記述がある¹⁰⁾。

「米、二千百八十石余、凡十分ノ四ハ日用食物ニ供シ、十分ノ六ハ本国灘・伊丹・大阪清酒ノ

配米トス、其質美ナリ」¹¹⁾

箕面市域における酒米生産では、中部の旧萱野村が掛米中心であったのに対し、粟生地区を含む東部の旧豊川村では、配米生産を主としていた¹²⁾。聴き取りによれば、¹³⁾「粟生地区のうちでも勝尾寺川上流に当たる『奥』『山ノ口』などが、より良質の酒米を産出した。そのため、昭和初期頃の『奥』付近の水田反当り地価は、旧萱野村付近に比べて2倍に近かった。当時は、生産米の大半を酒米として販売してしまい、飯米のほとんどは朝鮮半島方面からの輸入米に依存していた」といわれている。

これら酒米の販売先は、近世以来の大酒造地である兵庫県の灘方面や伊丹、近接の池田、京都方面であった¹⁴⁾。

II 酒米の合同販売

1) 合同販売の方法

明治20年頃の農業の状況を記載した『農事調査¹⁵⁾』には、次のように述べられている。

「豊島・能勢両郡ハ普通ノ売却ノ外、秋収ノ際各自飯米ヲ除キ其余ヲ共有倉庫(郷蔵ト云フ)内ニ集メ、管理者ヲ置キ、翌年二・三月ノ頃迄ノ間ニ相場ノ高低ヲ図リ、何々米(村名ヲ付ス)ト称シ、毎村一纏メトナシテ伊丹・池田等ノ酒造家ニ売ルノ法アリ、又競売ノ方法ヲ用ヒ、各自産米ヲ持寄り、五十石乃至百石ヲ一纏メニシテ酒造家又ハ仲買人ニ売却スルコトアリ、島上・島下両郡ハ従前倉米ノ制弛ミシ以来、米質漸次粗悪ニ流レ、買手ノ信用ヲ失シ、声価ヲ墜スニ至リシヲ以テ、明治二十年十一月合同販売規約ヲ設ケ、大ニ米質俵装ヲ改良シ、早中晩ノ区別ニ従ヒ、村内一ヶ所又ハ数ヶ所ノ倉庫(多クハ郷蔵ヲ用フ)ニ蔵メ、入札払トナシニヨリ忽声ヲ博シ、酒造家及ヒ仲買人ニ於テ落札購買スルヲ以テ大ニ利益ヲ増進セリ」

ここでいう合同販売規約の条文は省略するが、少なくとも明治20年代の大阪府北部地域では、すでに各村または各集落単位に、一括して酒米を出荷する方法がとられていたことがわかる。合同販売への参加者は、原則として当該集落の住民であった。

栗生地区においても、7集落がそれぞれ管理人(立会人という)をおき、集落内の酒米の販売を合同で行なったのである。当地区では、集落を単位とする地域集団を「株」と呼ぶことがあり、それは前述の共有林のための権利者集団を指す場合のほか、合同販売のために集合した農民等の集団に対しても用いられた。

秋になって酒米が収穫されると、耕作地主・自作農・小作農などの別を問わず、酒米生産農民は各集落の共同倉(個人有の倉を借用する場合もあった)などに集荷し、各株ごとにまとめて酒造業者へ納入した。酒造業者は各株がそれぞれ決定し、必ずしも特定の業者との取引に限定したわけではないが、比較的継続した取引が

なされたようである。¹⁶⁾代金の支払いは各株宛に行なわれ、株の構成員の中で出荷量に応じて分配した。代金分配に際しては、株内での諸経費を差引した後の石当り単価から各農民の受取額を算出し、立会人から直接各農民へ渡される場合が多かった。¹⁷⁾しかし山ノ口株では、垣内ごとに小計して配分した上で、さらに個人に分ける方法をとっており、垣内が流通構造の一環に組み込まれていた。¹⁸⁾

この方法は昭和期に入ってもみられ、明治・大正期から自由米時代を通して接続したのである。その結果、各集落の地域集団としてのまともまりは、合同販売という経済的要素を加えて強化されたと考えられる。以下において、明治・大正期の史料が継続的に得られる、栗生地区奥株の場合を具体的に眺めてみよう。

2) 奥株の合同販売

まず、酒造業者への酒米の出荷状況からみてみる。明治期から大正期にかけて、豊凶や景気変動により若干の相違はあるが、各年度とも300石前後の納米量(奥株から酒造業者へ納めた酒米の量をいう。¹⁹⁾以下同じ)であった(表1)。奥株には郷蔵がなく、個人有の倉を利用したため、すべての酒米を集中することができなかった。そこで、津出帳に記載の上、11月下旬から12月上旬にかけて、数回に分けて酒造業者へ納入した。例えば、大正元年の津出し回数は4回であった。運搬には荷車、後には鉄道が利用されたが、いずれの場合も酒造工場または鉄道駅までの輸送には株内の農民が従事し、その人足手当は、合同販売に要する必要経費として計上された。

納米先の酒造業者は、明治期においては永らく、伊丹の小西新右衛門と池上茂兵衛の2カ所であり、納米量の割合もほぼ一定していた。²⁰⁾特定の業者との結びつきは、進物費や接待費などの経費支出に表わされている(表2)。「小西・池上へ冷(例)年通りいも二貫六百目²¹⁾」などがそれである。ところが大正期になると、特定の業者との関係が崩れ、仲買人への販売や灘方面の業者への納入へと変化してゆく。このことは、経費の支出に西宮や魚崎への交通費が計上され

表1 奥株納米量の変化

年 度	納 米 量	入 金	運 送 費	経 費	差 引	同 左 一石当り
	石	円	円	円	円	円
明治 25	277.2	2,253.68	38.038	6.96	2,208.682	7.97
30	200.	3,250.	60.	12.327	3,177.673	15.888
31	286.	3,861.	77.22	14.014	3,769.766	13.181
34	286.	3,795.22	80.08	32.433	3,682.707	12.876
39	350.	6,433.83	116.328	26.475	6,291.027	17.974
41	345.2	6,248.12	103.56	24.598	6,119.962	17.728
42	341.6	5,397.28	95.648	21.585	5,280.047	15.456
大正 1	300. ¹⁾	9,006.	105.	20.894	8,880.106	29.600
4	237.2 ¹⁾	4,617.098 ²⁾		23.425	4,593.673	19.366
7	264.8 ¹⁾	11,977.902	124.98	25.11	11,827.812	44.667
9	333.6	11,676. ³⁾	160.128	98.03	11,417.842	34.226
		1,147.58 ³⁾		17.71	1,147.57 ⁵⁾	3.44
10	276.	15,900. ³⁾	165.60	69.08	15,665.32 ⁷⁾	56.758
		524. ⁴⁾		154.06 ⁶⁾	387.61	1.40
		40.80 ⁴⁾			40.8	0.149
14	280.4	11,220. ³⁾	140.20	73.31	11,006.49	39.253
		1,121.60 ³⁾			1,121.60	4.00
15	252.4	8,200. ³⁾	126.20	78.40	7,995.40	31.68
		1,896. ³⁾			1,896.	7.51
		1,135.80 ³⁾			1,135.80	4.50
		75.72 ³⁾			75.72	0.30

注 1) 山ノ口株白駒井垣内分を合せて出荷した(大正1年105.2石, 大正4年100石, 大正7年107.2石)
納米量は奥株のみを記載, 経費は奥株のみのもので, 共通の経費は除外

2) 運送費は入金から除外

3) 残金, ただし大正10年は報償金(第1回)を含む

4) 第2回報償金

5) 銀行利子17.70円含む

6) 返金140円含む

7) 銀行利子17.67円含む

(各年度「奥株納米勘定帳」より作成)

ていることや, 仲買人からの報償金を受領していることなどに表わされている。伊丹の酒造業は明治期から衰退傾向を示していたが, 大正期には灘との格差が決定的となったことと²²⁾ 時期的に重なっているといえよう。このような取引先の変化への対応策はさまざまであったろうが,

奥株による合同販売という地域集団の側の売渡し方式には, 変化のなかったことに注目したい。

なお, 当時はまた, 荷車による輸送から鉄道による輸送への転換期でもあった。すでに明治期から茨木駅への津出しがみられたが, 大正7年には全納米量が池田または茨木のいずれかの

表2 納米諸経費例（明治34年）

項 目	金 額	内 訳
宣 伝 費	3.30	円 広告代（新聞他）
事 務 費	0.10	証紙・帳面
賃 金	4.75	伊丹行日当(1.60)人夫賃(3.15)
出 張 費	3.19	伊丹行宿泊費(2.68)酒代(0.51)
進 物 費	8.10	松茸(6.90)芋(1.20)
接 待 費	7.553	酒代(1.04)肴代(6.513)
品 評 会	2.92	賞品代(1.08)ガラス箱等(1.84)
蔵敷地代	2.00	
雑 費	0.52	
計	32.433	

（奥株「米売付＝付諸費勘定帳」より作成）

鉄道駅まで運ばれた。その結果、奥株の支出総計に占める運送費の比率は相対的に減少した。

次に、代金支払いについてみてみよう。

酒造業者等よりの酒米代金は、奥株よりの納入分を一括して石当り単価が定められ、納米量に乗じて奥株宛に支払われた。石当り単価は奥株²³⁾のほか各株ごとに異なっていたが、平均米価に比べて若干高いのが普通であった。奥株への代金支払いは、明治期には各農家よりの出荷完了時と、酒造業者への完納時の2回に分けて行なわれた。大正期になると3回以上、年度によっては翌年に報償金の形で支払われることもあった²⁴⁾。

表3 納米勘定例

明治34年 栗生奥株納米勘定	
金 3131円72銭	
右 小西行 236石 伊丹着 1石＝付13円27銭	
内金2832円入 12月2日 石当り12円	
金 663円50銭	
右 池上行 50石 伊丹着 1石＝付13円27銭	
内金 600円入 12月4日 石当り12円	
計 3795円 22銭	
内 80円8銭 駄賃 1石＝付 28銭	
32円43銭3厘 雑費 1石＝付11銭4厘	
小計 112円51銭3厘	
差引 3682円70銭7厘	
是ヲ 286石ニテ割ル 1石＝付 12円87銭6厘	

（明治34年「奥株納米勘定帳」より作成）

このようにして奥株に入金した金額のなかから、奥株としての運送費及び諸経費が差し引かれる。その残額を全納米量で除し、再び石当り単価が算出される。酒米生産農民は出荷量に石当り単価を乗じた代金を受け取るが、その場合、内金概算払と差引清算払の2回の支払いが、立会人を中心として行なわれる。報償金等の入金があれば、その都度、石当り単価を算出の上、出荷量に応じて支払われる。明治34年の例では（表3）、石当り13円27銭で酒造業者に売り渡し、各農民への支払いは石当り12円87銭6厘であった。これを12月2日に概算払、同10日に清算払が行なわれた。

ところが、各酒米生産農民に対する代金支払計算上の石数は、それぞれの農民の実出荷量と合致しない。自作農の場合は出荷量がそのまま代金計算の基礎となるが、小作農の場合は小作米相当分が地主の出荷量として計算されるからである。これを「振り」「入り」という。

III 差引勘定と地域集団

1) 「振り」と「入り」

「振り」とは各農民の出荷量のうち小作米相当分を地主へ納めたものとして減じ、「入り」とは小作米相当分を地主による出荷として算入することをいう。このような酒米出荷における差引勘定の操作は、すべて納米勘定帳の上で行なわれる。

明治34年の場合をみてみよう（表4）。例えば農民①（○数字は農民番号を指す。以下同じ）は、②・⑩・⑪・⑬からの「入り」があるため、自らの出荷量は16.8石であるが、41.873石を出荷したことになる。逆に、②は6.8石の出荷であるが、①・③・⑤・⑬への「振り」があるので、差引0.78石の出荷量として計算される。つまり、通常見受けられる小作米（料）の収受関係が、「振り」「入り」方式の中に組み込まれ、納米勘定帳のなかで完結するのである。この場合、「振り」と「入り」それぞれの合計石数は等しくなり、286石の総出荷量（納米量となる）のうち約3分の1に当たる107石余が「振り」

表4 明治34年奥株の「振り」「入り」

番号	出	荷	入	り	振	り	差	引	金	額	番号	出	荷	入	り	振	り	差	引	金	額
①	石	16.8	石	1.7	石		石		円		②②	石	8.8	石	④ 4.	石	4.8			円	
			②⑦ 1.7												② 6.5		6.7			61.804	
			③① 15.96								②③	13.2								86.269	
			③① 0.453												③ 3.55		6.82			87.814	
			③⑧ 6.96				41.873		539.156		②⑤	10.4		②⑥ 0.82	③ 2.35		4.232			54.491	
②	11.2		②③ 6.5								②⑥	4.4		②⑤ 0.82	③ 1.62						
			②⑥ 0.2											③③ 1.7		0.06				0.772	
			②⑧ 1.8								②⑦	6.8		① 1.7	③ 2.44						
			②⑨ 4.6											③ 1.2	⑤ 0.68		0.78			10.043	
			③① 2.337				30.117		387.786		②⑧	10.8		② 1.8	④ 0.1						
			③⑧ 3.48											⑦ 0.75	③③ 2.378		0.972			12.512	
③	10.0		①⑧ 1.55								②⑨	12.8		② 4.6	④ 4.4		2.539			32.692	
			②① 1.96								③①	21.6		① 15.96	③⑧ 5.64		0.			0.	
			②④ 3.55											① 0.435	② 2.337						
			②⑤ 2.35				21.85		281.34					⑤ 4.24	③② 2.4		0.			0.	
			②⑦ 2.44								⑤②	0.	③① 2.4				2.4			30.902	
④	5.6		①⑥ 0.8								③③	—	①⑥ 0.12								
			①⑦ 0.75										②⑥ 1.62								
			②⑩ 1.0										②⑦ 0.68								
			②② 4.0										②⑧ 2.378								
			②⑧ 0.1				16.65		214.385		③④	—	①⑨ 7.5				7.5			96.57	
			②⑨ 4.4								③⑤	—	②① 1.0				1.			12.876	
⑤	5.6		②⑦ 1.2								③⑥	—	②⑥ 1.7				1.7			21.889	
			③① 4.24				11.04		142.151		③⑦	—	②⑨ 1.261				1.261			16.236	
⑥	15.2		①⑨ 0.081								③⑧	—	②⑩ 4.8	① 6.96							
			②④ 0.03				15.311		180.5				③① 5.64	② 3.48		0.				0.	
⑦	4.0		②⑧ 0.75																		
⑧	10.0		②① 0.399																		
⑨	10.0						10.		128.76												
⑩	10.0						10.		128.76												
⑪	5.6						5.6		72.105												
⑫	12.4																				
			⑥ 0.081				12.279		158.103		③④	—	①⑨ 7.5				7.5			96.57	
			①⑨ 0.04								③⑤	—	②① 1.0				1.			12.876	
⑬	9.6						9.6		123.609		③⑥	—	②⑥ 1.7				1.7			21.889	
⑭	6.0						6.		77.895		③⑦	—	②⑨ 1.261				1.261			16.236	
⑮	5.2						5.08		65.41		③⑧	—	②⑩ 4.8	① 6.96							
⑯	6.4						5.6		72.105				③① 5.64	② 3.48		0.				0.	
⑰	4.8		②⑤ 1.038				5.088		65.513		計	286.0	107.157	107.157	286.0					3,682.746	
⑱	7.6						6.05		77.895												
⑲	11.2		①⑨ 0.04				3.74		48.156												
⑳	4.8						3.8		48.928												
㉑	6.4																				
			③ 1.96																		
			⑧ 0.399																		
			③⑤ 1.0				3.041		39.155												

(注) 表1との合計金額の差額は奥株預り

(明治34年「奥株納米勘定帳」より作成)

「入り」によって相殺されている。なお、不在地主(⑳), 寺持・講持・株持(㉓～㉗), 共有地(㉘)の清算勘定も同時に行なわれている。

このように、帳簿上で相殺された出荷量に応じて、運送費と諸経費を差引いた上で、代金支払いがなされるのである。

酒米の合同販売の方式は、藩政期における貢納米の在払い方法に準ずるものといえるであろうが、「振り」「入り」を加えることによって、小作米納入に絡みあう新しい方法として再生したと考えることもできよう。小作人の側からは、小作米は酒米で納入するという慣行のもとにおいて、現物納の形態をとるために、出荷量が小作納入米を超えなければ価格上昇があっても手元に残らないが、余裕が生じた場合は現金収入の道も開けている。一方、地主の側では、実際は金納に近似するが、帳簿上は現物納であるから、価格上昇等により労せずして収入の増加となる。ともに個人で売却する必要はなく、帳簿上で操作された結果、現金が分配される。いわば、寄生地主制の進展下にあって、地主層に有利に作用しつつ、自作農や小作農などに対して、必ずしも負の方向の働きをするものではなかったといえよう。合同販売の中心となる立会人の構成をみても、明治30年代には耕作地主と自作農が各2名、明治末年以降は名簿順の輪番でその位置についており、階層による差があまりみられなかったのである。

「振り」「入り」による酒米の決済は、奥株の地主がほとんど在村の耕作地主であったことにより、可能であったともいえる。しかし同時に、この方法の存在が、土地の偏った集積を行なわせなかったのではないかとも思われる。そこで「振り」「入り」の変化からみた、階層分化について眺めてみよう、

2) 階層分化との関係

『明治二三年粟生奥株土地所有者名寄帳』²⁵⁾(以下名寄帳という)によれば38名の記載があり、²⁶⁾田、畑、宅地、山林、原野、溜池を合わせた最大の所有面積は3町7反6畝24歩であった。田に限定すると、1町歩以上の所有者はわずかに3

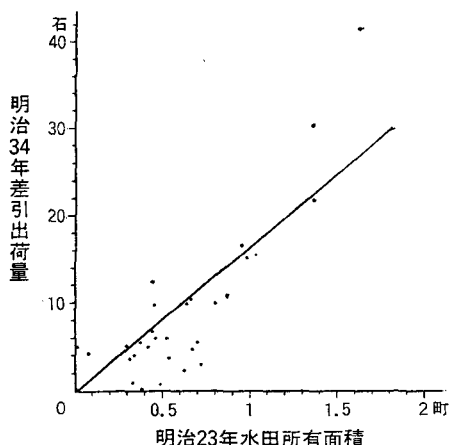


図2 水田所有面積と差引出荷量の関係
(明治23年名寄帳、明治34年納米帳による)

名で、最大でも1町6反2畝24歩にすぎなかった。『奥』外への出作り等は不詳であるが、『奥』内での土地集中があまりみられなかったことがわかる。粟生地区以外の土地所有者は2名のみで、それぞれ2反2畝余と2畝余の所有であった。

これらの名寄帳記載者と、明治34年納米勘定帳記載者とを比較してみる。同勘定帳記載のうち寺持、株持等を除くと31名であるが、うち30名(表4①～⑳)は、すでに名寄帳に記載されていた者、またはその跡取りと推定される者であった。しかも、名寄帳における所有面積と明治34年の差引量(「振り」「入り」を相殺した差引出荷量をいう。以下同じ)には関連性がうかがわれ(図2)、明治20年代の所有面積の広狭が、30年代以降の酒米出荷の多少に継承されているとみることができる。

次に、明治34年を基準とし、大正期にかけての変化を考慮して「振り」「入り」の面からの階層を考えてみよう(表5)。

〈A〉小作米納入を受ける「入り」層で、土地所有の面からいえば地主であるが、耕作形態からみると、自らの酒米出荷も行なう耕作地主であった。その後の変化のなかで、「入り」のみに依存する者と、自営を継続する者とができる。前者は③を除いて「入り」を減少させ、②のよ

表5 「振り」「入り」による階層の変化

番号	明治34	大正元	大正14	番 号	明治34	大正元	大正14	番 号	明治34	大正元	大正14
①	A	A	A'	⑳	C	C	C	㉔	F	A'	
②	A	A'		㉑	C	C	C	㉕	F	C	C
③	A	A'	A'	㉒	C	C	C	㉖	F	C	
④	A	A'	A'	㉓	C	C	C	㉗	F		D
⑤	A'	B'	B'	㉔	C	C	C	㉘	F	D	
⑥	A'	A'	A'	㉕	C	D	D	㉙	F	D	
⑦	B	A'	B	㉖	D	D		㉚	F	D	
⑧	B	B	B	㉗	D	D	D	㉛	F	D	D
⑨	B	B	B	㉘	D	D	D	㉜	F	D	D
⑩	B	A'	A	㉙	D	D	D	㉝	F	D	D
⑪	B	B	B	㉚	D	D		㉞	F		D
⑫	B'	B'	B'	㉛	D	D		㉟	F		D
⑬	B	B'	B	㉜				㊱	F	A'	C
⑭	B	B	B'	㉝				㊲	F	A'	A'
⑮	B'	B	B'	㉞	E	E	E	㊳	F		
⑯	B'	B	B'	㉟	E	E	E	㊴	F		
⑰	B'	B	B'	㊱	E	E	E	㊵	F		
⑱	C	B	A'	㊲				㊶			
㉑	C	B'	C	㊳				㊷			

注1 ○数字は農民番号（表4に同じ）

（各年度「納米勘定帳」による）

注2 空欄は記載なし

注3 後継り等の世代交代の配慮をしている

注4 記号は次のとおり

A：「入り」が10石以上のもの A'：「入り」が10石～1石のもの

B：「入り」「振り」ともないもの、「入り」が1石未満のもの

B'：「振り」が1石未満のもの C：「振り」が1石以上で差引納米量3石以上のもの

D：「振り」が10石以上のもの、10石未満の場合は差引納米量が1石未満のもの

E：寺持・株持・東伊勢講持・共有地

F：明治34年に記載なし

うな没落もみられる。後者はもともと「入り」が多くなく、⑥は耕作地主化を強めているが、一般には「入り」が減少する傾向を示した。

〈B〉「振り」「入り」がほとんどみられない層で、主として自作のみに依る層といえる。大正期になると「入り」の増加により差引量がやや増える者と、出荷量・「振り」とも増加したため差引量には変化のなかった者とができる。全般的には従来の状況のまま推移しつつ、生産規模の拡大を図る者もみられたといえよう。

〈C〉「入り」がほとんどなく若干の「振り」をもつ層で、耕作形態からいえば、自小作層に当たると考えられる。出荷量・「振り」とも次第に増加させつつ、結果的に差引量を増加させる傾向がうかがえる。㉑が徐々に耕作地主化の傾向を強めているなど、全般的に現状からの向上への努力がみられることに注目したい。

〈D〉出荷量の大半を「振り」によって失う層

で、小作農層といえよう。個々の農民の出荷量は上の各層と大差がなく、むしろ多い場合もみられるが、出荷量の大部分が地主への納入として処理されるため、差引量は非常に少なくなる。大正期には一部に出荷量を増加させる者もあったが、他方で出荷量・差引量とも減少する者や、出荷そのものがなくなる者もみられた。小作農層は、小作農層のまま推移したのである。

〈E〉寺持、東伊勢講持、株持の者で、これらは「入り」のみであり、量的にもあまり変化がない。㉓は共有地のため、「入り」と「振り」で相殺されている。

〈F〉明治34年納米勘定帳に記載がなく、その後現われた者をまとめた。若干の「入り」もみられるが、「振り」を主とする者が大半である。大正期以降に納米勘定に参加する者の多くは、分家等を含めて、小作農が中心であったといえる。

以上述べたことのなかで、注意したいのは次の点であろう。すなわち、明治から大正期にかけての「振り」「入り」の変化において、耕作地主は小作米の受取りを減少させて、自営化を強める場合が多く、逆に従来は自作にのみ依存していた階層のなかに、小作米の納入を受ける者が生じた。また、自小作農の場合は若干の向上を示したが、小作農の場合は大きく変化せず、むしろやや状況を悪くする者もみられた。さらに加えて、とくに耕作地主における出荷量と差引量の減少が目立され、自小作農の出荷量増加などと考え合わせてみると、少なくとも自作農、自小作農などの間においては、階層の平均化さえるかがえたのである。もっとも、小作農の場合はそのまま推移しているが、ここでは自作農の小作農化がなかったことに注意したい。

このことが、「振り」「入り」を伴う合同販売方式の結果であると早断することは危険である。しかし、大阪府下の地主的土地集中が明治期に確立し、しかも全国平均以上の速度で進化したこと²⁷⁾、また飯米生産中心へと変化した隣接の旧萱野村で不在寄生地主が誕生したことなど²⁸⁾に比べて、粟生地区では階層分化の傾向が充分でなかったといえるだろう。これらの背景に「振り」「入り」による小作米収受や合同販売があり、地域集団としてのまとまりを示したことで、無関係ではなかったのではないかと考えられる。

結びにかえて——今後の課題——

粟生地区においては、酒米の合同販売方式が自由米時代を通じて持続し、それによって粟生米²⁹⁾の名声を失わせることなく、酒米の高価格を維持することになった。それと同時に、各集落地域集団的まとまりも強化されたのである。とくに、部落内の酒米を一括し、特定の酒造業者へ直接に販売した段階では、仲買人の入る余地もなかった。この地域集団では、稲刈り開始の日時が厳しく定められたほかは、水利規制や品種規制などは厳密でなかったともいわれている³⁰⁾。このことは、品質の低下が粟生米全体の販

売に関わりを持つため、共同体的規制が働いたこと、収穫時期の変更を含む販売面での先駆けは、地域集団の自壊をもたせるという認識がみられたことなどのためでもあろう。それは、合同販売に当たって、個人的行為が否定されたことを意味する。すなわち「株」の名称で呼ばれる地域集団は一種の運命共同体であり、その結合をもたせた一つの要因として、合同販売方式という流通構造があったといえよう。さらに「振り」「入り」による小作米収受方式が、その背後にみられたのである。いわゆる共同体的まとまりは、経済的機能が付加されることによって持続され、また強化される面があるといえるのではなかろうか。

本稿は、明治・大正期における大阪府北部の酒米生産地域でみられた合同販売方式が、如何にして行なわれ、その問題点がどこにあるかについて報告したものである。他の多くの酒米生産地の流通構造との比較が必要なことは、いうまでもない。しかし重要なことは、わが国における地域集団——部落、組、垣内などの呼称や構造などは別として——のもつ機能を考える場合、生活上の共同組織的な関係に加えて、資本制生産における生産諸関係のなかで、より詳細に地域現象を解明する必要性があることを指摘する点にある。そのためには、合同販売方式や小作米収受方式が地域構造のなかで果たした役割について、より一層深く追求することが必要であるし、これが大阪府北部地域のみでの特異現象であるのかどうか、他の地域集団結合契機との係わりはどうかなどについても、考察されなければならない。今後に残された課題は、非常に多いのである。

(大阪府立北野高校定時制)

(付)本稿は昭和51年度人文地理学会大会(於関西大学)での発表に加筆したものである。史料閲覧に際してお世話になった箕面市史編集委員会島田竜雄氏ならびに粟生地区各自治会関係各位、貴重な助言を頂いた神戸女学院大学渡辺久雄教授、共同研究者宮井隆・井上寛和両氏に感謝の意を表します。本稿執筆後、共同研究者井上寛和氏は

「酒米合同販売と地主制——自由流通米期の北摂の事例——」(人文地理32-4, 1980)を發表された。

〔注〕

- 1) 地域集団は部落、組、垣内などと呼称され、空間的にも構造的にも、さまざまな次元に属するものがみられる。その概念は研究者により種々であるが、ここでは、各種の共同組織的関係を基礎にして結合した地縁の小集団と考える。本稿で地域集団という場合、旧藩政村を構成している小集落としての部落とほぼ重なる。事例地域では、部落がさらに複数の垣内に分かれている。
- 2) 大阪の都心部から直線距離で20キロ圏に含まれ、昭和40年代以降は、付近に大規模な住宅団地の建設が相次いで行われている。
- 3) 栗生地区のうち『岩阪』は、茨木市に入っている。『川合』は当初茨木市に属したが、その後箕面市に編入された。
- 4) 立会山史編集委員会編『立会山史 栗生・宿久庄・清水』箕面市大字栗生・茨木市宿久庄・同清水・同栗生岩阪財産区, 1978, 51~56頁
- 5) 前掲4) 190~206頁
- 6) 大阪府編『大阪百年史』1968, 482頁
- 7) 中部よし子「元祿・享保期における農業経営と商品流通—摂河農村を中心として—」(木村武夫編『近世大坂平野の村落』ミネルヴァ書房, 1977), 42~53頁
- 8) 箕面市史編集委員会編『箕面市史 第二巻 近世』1966, 64頁
- 9) 箕面市史編集委員会編『箕面市史 第三巻 近代』1977, 212~213頁
- 10) 『明治一三年一月調 栗生村村誌』箕面市蔵
- 11) 箕面市域で明治期に栽培された酒米品種は、主として「雄町」であった(前掲9) 205頁)
- 12) 井上寛和「北摂農村の変貌(2)—酒米生産の推移を中心課題として—」1976年度人文地理学会大会研究発表要旨
- 13) 前栗生奥自治会長仲野佐治氏談
- 14) 前掲9) 214頁
- 15) 『農事調査 大阪府之部』1989, 大阪府府史編集室蔵
- 16) 大正元年の販売先は、奥株が伊丹の小西新右衛門と池上茂兵衛、山ノ口株が今津の長部文治郎と西宮の辰馬悦造、中村株が長部文治郎などで、必ずしも限定はされないが、1ないし2の酒造業者と取引する傾向があった。(前掲9) 214頁)
- 17) 『山ノ口』集落は、辻ヶ市、垂井、釜屋、引成、白駒井、山ノ口の各垣内に分かれており、それぞれ10戸前後で構成された。
- 18) 『山ノ口改良米販売帳』(山ノ口自治会蔵)によれば、大正末期から昭和期にかけての代金払いにおいて、出荷量の多い耕作地主分についてのみ個人別に、その他は垣内ごとにまとめて渡されていた。
- 19) 各農民が合同販売のために出した酒米の量を、出荷量と呼んで区別する。
- 20) 明治31年には小西230石、池上56石、同34年には小西236石、池上50石で、前者が納米量合計の6分の5、後者が6分の1程度の割合で続いた。
- 21) 『米売付ニ付諸費勘定帳 明治34年』(栗生奥自治会蔵)による。毎年伊丹より酒造業者の見分があり、その接待のため、茨木まで酒肴を求めに出かけたとの記載もみられる。
- 22) 伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史 第三巻 近現代』1972, 208~211頁
- 23) 「米価記録」農林水産省大阪食糧事務所保存。
- 24) 報償金の場合を含めて、支払いの度に石当たり単価が定められ、それに納米量を乗じて金額が決定された。
- 25) 栗生奥自治会蔵
- 26) 他に寺名義が3、共有名義が13みられる。ただし、田に限定すると共有名義は4である。
- 27) 前掲6) 502~503頁
- 28) 宮井隆「北摂農村の農地改革—箕面市の場合—」人文研究73号, 1979, 116頁
- 29) 栗生地区産の米の意。産地名をつけて呼ばれた。
- 30) 前掲13) 稲刈りに際しては、半日のずれも許されなかったという。

JOINT SHIPMENT OF RICE FOR JAPANESE SAKE BREWING
IN NORTHERN PART OF OSAKA PREFECTURE
DURING MEIJI AND TAISHO ERA

Tarō SHIRAISHI

Northern part of *Osaka* Prefecture was famous for the production of *Sakamai* or the rice for Japanese *Sake* brewing during *Meiji* and *Taisho* Era. In this area the *Sakamai* was shipped jointly to *Sake* brewers through a few managers put over every village. Its price was paid each village and was shared among peasants in proportion to the amount of their supply. In this occasion, the amount of rice which tenants had to pay as farm rent was counted as landowners' supply, and the rent was collected in effect. By this joint shipment, local groups in this area called *Kabu* were solidified strongly.